

第48回全国育樹祭が安全かつ円滑に開催できますよう、会場における禁止行為**及び**許可を要する行為**を以下のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いします。**

注意事項

【禁止行為】

- 1 会場においては、何人も、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
ただし、運営管理者が特に認めた場合は、この限りではない。
 - (1) 立ち入りを制限または禁止している区域に正当な理由なく立ち入ること
 - (2) アルコール、薬物、その他の物質により酩酊等をした状態で入場または入場しようとする事
 - (3) 飲酒をすること
 - (4) 指定の区域以外において喫煙（加熱式たばこ、電子たばこを含む）すること
 - (5) 指定の区域以外へごみ、その他の汚物を投棄すること
 - (6) 指定の区域以外で火気を使用すること
 - (7) 通行の妨害となる行為をすること
 - (8) 示威または喧騒にわたる行為をすること
 - (9) 施設、工作物、器物等を汚損または破損し、もしくはみだりに装置を操作すること
 - (10) 関係者を脅迫、威圧、侮辱、挑発または面会を強要し、もしくは区域内に居座ること
 - (11) 集会、デモ、宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、商行為、募金活動及び印刷物の配布を行うこと
 - (12) 指定の区域以外に車両を進入させ、または駐車もしくは駐輪させること
 - (13) 運営管理者の発行する大会関係車両証を掲示しないまま、運営管理者が指定する区域に車両を進入させ、または停車もしくは駐車させること
 - (14) 会場およびその上空に、ドローン、ラジコン航空機、その他の小型無人機、その他の機器を侵入させること
 - (15) 運営管理者が交付した本人名義のIDカード（以下、「IDカード」という。）を装着しないで入場すること
 - (16) 入場する資格を有する者以外がその代理として、または身分を偽り入場すること
 - (17) 運営管理者が受付時に交付したIDカードおよびリストバンドを装着しないで入場すること
 - (18) 指定の区域以外において飲食すること
 - (19) 前各号に掲げるもののほか、大会の円滑な運営と秩序の維持を妨げ、または妨げるおそれがある行為をすること
- 2 育樹祭の式典行事会場においては前日リハーサルの終了後、何人も、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、運営管理者が特に認めた場合は、この限りではない。
 - (1) IDカードを装着しないで入場すること
 - (2) 入場する資格を有する者以外がその代理として、または身分を偽り入場すること

【許可を要する行為】

会場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ運営管理者の許可を受けるものとする。ただし、運営管理者が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 文書、図書、図面、印刷物を掲示または頒布すること
- (2) 掲示板、立看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、プラカード、ゼッケン等を持ち込み、これらを掲示、掲揚または着用すること
- (3) 火気を使用すること
- (4) 宣伝、勧誘、講演、集会、物品の販売、寄付の募集、その他これらに類する行為をすること
- (5) テント、小屋、その他の工作物を設置すること

運営管理者は、前項の許可に必要な条件を付することができる。